

一 参議院議員の通常選挙関係一覧表

第九回	第八回	第七回	第六回	第五回	第四回	第三回	第二回	第一回	回次	通常選挙
四六、六、四	四三、六、三	四〇、六、〇	三七、六、七	三四、五、七	三、六、三	二六、三、四	二五、五、四	三、三、〇 昭和三〇	公布日	通常選挙 詔書
四六、六、二七	四三、七、七	四〇、七、四	三七、七、一	三四、六、二	三、七、八	二八、四、二四	二五、六、四	三、四、二〇 昭和三〇	期日	通常選挙
									の期間	詔書公布 日から選 挙期日の 前日までの 期間
二三	二四	二四	二四	二六	二六	三	三	三	昭和三〇 三、五、三	任期 開始日
四六、七、四	四三、七、八	四〇、七、四	三七、七、八	三四、六、二	三、七、八	二八、五、三	二五、六、四	三、六、三	昭和三〇 三、五、二	任期 満了日
五、七、三	四、七、七	四、七、三	四、七、七	四、六、一	三、七、七	二、五、二	三、六、三	昭和三〇 三、五、二		
(第六十六回国会 臨時)	(第五十九回国会 臨時)	(第四十九回国会 臨時)	(第四十一回国会 臨時)	(第三十二回国会 臨時)	(第二十五回国会 臨時)	(第十六回国会 特別)	(第八回国会 臨時)	(第一回国会 特別)	通常選挙後最初 に召集された国 会回次	
四六、七、五	四三、七、六	四〇、七、五	三七、七、〇	三四、六、三	三、二、二	二八、五、三	二五、七、五	昭和三〇 三、五、六	召集詔書 公布日	
四六、七、四	四三、八、一	四〇、七、三	三七、八、四	三四、六、三	三、二、二	二八、五、一	二五、七、二	昭和三〇 三、五、二〇	召集日	
									の期間	選挙の日 から召集 日までの 期間
一八	二六	一九	三五	三	二六	二五	三九	三日		
二	二五	一九	二八	三	二六	一六	三九	八日	任期開始 日から召 集日までの 期間	

第十九回	第十八回	第十七回	第十六回	第十五回	第十四回	第十三回	第十二回	第十一回	第十回	通常選挙 回次
一三、七、三	一〇、六、五	七、七、六	四、七、八	元、七、五 ^{平成}	六、六、八	五、六、三	五、五、〇	五、六、七	四、六、四	通常選挙 詔書 公布日
一三、七、三	一〇、七、三	七、七、三	四、七、六	元、七、三 ^{平成}	六、七、六	五、六、二	五、六、三	五、七、〇	四、七、七	通常選挙 期日
一七	一七	一七	一八	一八	一八	三三	三三	三三	三三	詔書公布 日から選 挙期日の 前日まで の期間
一三、七、三	一〇、七、三	七、七、三	四、七、六	元、七、三 ^{平成}	六、七、八	五、七、〇	五、七、八	五、七、〇	四、七、八	任期 開始日
一九、七、二	一六、七、五	三、七、三	二、七、五	七、七、三	四、七、七	元、七、九 ^{平成}	六、七、七	五、七、九	五、七、七	任期 満了日
(臨)第百五十三回(国会時)	(臨)第百五十三回(国会時)	(臨)第百五十三回(国会時)	(臨)第百五十四回(国会時)	(臨)第百五十四回(国会時)	(特)第百六回(国会別)	(臨)第百九十九回(国会時)	(特)第百九十二回(国会別)	(臨)第八十一回(国会時)	(臨)第七十三回(国会時)	通常選挙後最初 に召集された国 会回次
一三、八、三	一〇、七、七	七、七、三	四、八、三	元、八、一 ^{平成}	六、七、五	五、七、二	五、七、八	五、七、三	四、七、〇	召集詔書 公布日
一三、八、七	一〇、七、三〇	七、八、四	四、八、七	元、八、七 ^{平成}	六、七、三	五、七、一	五、七、七	五、七、七	四、七、二	召集日
一〇	一九	三	三	一六	一七	三三	二六	一八	一八	選挙の日 から召集 の日まで の期間
一〇	一五	一三	一三	一六	一五	九	一〇	一八	一七	任期開始 日から召 集日まで の期間

第二十回	一六、六三〇	一六、七二二	一七	一六、七三六	三、七二五	第百六十四回国会 (臨時)	一六、七七七	一六、七三〇	二〇	二〇	一〇	五
第二十一回	一九、七二三	一九、七三九	一七	一九、七三九	三、七二八	第百六十七回国会 (臨時)	一九、八三三	一九、八三七	二〇	二〇	一〇	五
第二十二回	三、六四四	三、七二二	一七	三、七二六	二八、七二五	第百七十五回国会 (臨時)	三、七七七	三、七三〇	二〇	二〇	一〇	五
第二十三回	二五、七四	二五、七三三	一七	二五、七三九	元、七二八	第百八十四回国会 (臨時)	二五、七三〇	二五、八二	二一	二一	一〇	五
第二十四回	二六、六三	二六、七二〇	一八	二六、七二六	四、七二五	第百九十一回国会 (臨時)	二六、七二六	二六、八一	二二	二二	一〇	七
第二十五回	元、七四 <small>令和</small>	元、七三 <small>令和</small>	一七	元、七三九 <small>令和</small>	七、七二八	第百九十九回国会 (臨時)	元、七三九 <small>令和</small>	元、八一 <small>令和</small>	二三	二三	一〇	四

備考

- 公職選挙法の改正により第十八回通常選挙から、通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行われることとなった。
- 通常選挙の期日の公示(詔書公布日)については、第三回通常選挙までは、少なくとも三十日前に行われることと定められていたが、その後、公職選挙法の改正により第四回及び第五回通常選挙の際は、少なくとも二十五日前に、第六回から第十三回通常選挙までは、少なくとも二十三日前に、第十四回から第十六回通常選挙までは、少なくとも十八日前に、第十七回通常選挙からは、少なくとも十七日前に行われることとなった。
- 通常選挙後の国会召集については、国会法等の一部を改正する法律(昭和三十三年四月十八日公布)により、新たに規定(国会法第二条の三)が設けられ、新議員の任期が始まる日から三十日以内に臨時会が召集されることとなった。
- 公職選挙法の改正により第十八回通常選挙から、通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行われることとなった。